

川崎市環境局 処理センター環境方針

1 基本理念

川崎市では、平成3年に施行した川崎市環境基本条例に基づく環境基本計画を令和3年2月に全面的に改定し、環境行政を総合的かつ計画的に推進しています。

その行動の一環として廃棄物の処理においては、リサイクルはもとより、より環境負荷が少ない2R（リデュース・リユース）を基本とした持続可能な資源循環型社会の実現を目指し、資源物の分別を推進することにより、焼却ごみを削減し、温室効果ガスの排出抑制に努めてまいります。

また、川崎市環境局施設部で所管している浮島処理センター、王禅寺処理センター、橘処理センター（以下「処理センター」という。）においては、市民から排出された焼却ごみを適正に処理し、環境に配慮した施設運営を行うことで環境保全に努めてまいります。

さらに、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーである廃棄物発電を安定的に確保し、公共施設等に電力供給するなど、環境負荷低減に向けた取組を推進してまいります。

2 基本方針

- (1) 環境関連法令・条例及びその他の要求事項を遵守し、環境保全に努めます。
- (2) 高効率の廃棄物発電など、脱炭素化に向けた取組を推進するとともに環境負荷の低減に努めます。
- (3) 不適正なごみの搬入に対する改善指導を強化し、適正処理に努めます。
- (4) 環境負荷を低減するため、環境目的及び目標を定め、これらを継続的に推進するとともに、定期的に見直しを図り改善に努めます。
- (5) 環境教育・環境学習の一環として、施設見学による2R及びリサイクルの普及啓発・推進に努め、資源循環型社会の構築に寄与してまいります。

なお、本方針は、処理センターにおいて働く全ての人々に周知し、一般に公開します。

令和6年4月1日

川崎市環境局施設部 部長 石原 賢一